

官報 号外 昭和三十一年五月二十一日

昭和三十一年五月二十一日

接收不動産に關する借地借家臨時処理法案（第二十二回国会衆議院提出、本院継続審査）

同
建設委員　秀夫君
小幡　治和君
青柳

○第二十四回
參議院會議錄第五十一号

昭和三十一年五月二十一日(用羅田)許

後一時十二分開議

議事日程 第五十一號

昭和三十一年五

第一 宪春防止法案（内閣提出）

卷之三

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、

歸藏集

去る十八日議長において、左の常任委

內閣委員

同秀才君

地方行政委員 横川信夫君

酒井和輝著

法務委員
井上 晴一君

同上

同
松澤 兼人君

西漢書

通鑑卷之三

昭和三十一年五月二十一日 参議院会議録第五十一号 議長の報告

予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

木内 良胤

久保田萬太郎

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を

第二十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

科 学 技 術 政 務 次 官 齋 藤 憲 三 君

同 日 経 済 企 業 政 務 次 官 斎 藤 憲 三 君 は 本

官 し の で 政 府 委 員 は 自 然 消 滅 となつた。 昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 地方行政委員

農林水産委員 同

運輸委員 同

建設委員 同

農林水産委員 同

運輸委員 同

社会労働委員 同

農林水産委員 同

運輸委員 同

社会労働委員 同

農林水産委員 同

運輸委員 同

社会労働委員 同

農林水産委員 同

運輸委員 同

建設委員 同

農林水産委員 同

運輸委員 同

建設委員 同

〔佐多忠隆君登壇、拍手〕

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、土地調整委員会委員長及び同委員会委員の任命について、議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

委員会委員長及び同委員会委員の任命について、議長(松野鶴平君) 御異議と認めます。

ございませんか。

内閣総理大臣から、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定により、大沼豊君を土地調整委員会委員長に、青沼豊君を同委員会委員に任命する

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣総理大臣から、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定により、大沼豊君を土地調整委員会委員長に、青沼豊君を同委員会委員に任命する

○佐多忠隆君 私は日本社会党を代表して、去る五月十五日に調印された日ソ漁業条約、海難救助協定、本年度暫定取りきめが結ばれて、一応北洋における安全操業が確保され、日ソ国交回復の糸口が開かれたことをわれわれ歓迎します。これをきっかけとして日ソ交渉がすみやかに再開され、国交が回復し、抑留邦人全部が一日も早く帰国し、経済、文化、技術、人間の交流が行われ、日ソ両国の友好関係が進み、平和への傾向が推進されることを切望するからであります。しかし私たちは、この条約の締結に関連をして、ただすべき問題を持つてお尋ねをいたします。

第一は、この日ソ漁業交渉の当初の責任があると思うがどうかという点であります。重光外務大臣は、河野代表の出発に際して、この交渉は、漁業問題に限られて國交回復問題には入らないのみならず、将来にまで及ぶ一般的な漁業協定を結ぶことは避け、平和条約のもとに新たに漁業協定が結ばれるまでの間の暫定取りきめを結ぶこととする旨を許しました。佐多忠隆君。

河野代表は、日本を出発するに際して、この事あるを予期し、鳩山首相とは、そのことをすでに打ち合せ済み

重光外務大臣はこれをどう処置されるつもりか。

た。重光外務大臣が河野代表に与えた訓令もそだつたと思ひますが、どん。また、この主張を初めから明確に指示し、命令をすべき鳩山総理大臣が、それを何らなし得なかつた政治的無為無能力は絶対に看過できません。

これらに對する鳩山総理大臣の明確な答弁を求めます。

第二にお尋ねしたいのは、今後の日

ソ交渉についてであります。今度の条約と協定の発効条項には、平和条約発効の日、または外交關係正規化の日と明記されています。また、日ソ漁業交渉の結果に関するコミニケでは、両

国代表は日ソ關係正規化の問題について意見を呈じえ、条約と協定をすみやかに実施するため、一番近い時期に、

おそらくも本年七月三十一日までに、おぞくとも本年七月三十一日までに、

両國の關係正常化について交渉を再開する必要があることに同意をいたしております。従つて今度の条約調印に

して意見を呈じえ、条約と協定をすみやかに実施するため、一番近い時期に、

おぞくとも本年七月三十一日までに、

両國の關係正常化について交渉を再開する必要があることに同意をいたして

おります。従つて今度の条約調印に

して意見を呈じえ、条約と協定をすみやかに実施するため、一番近い時期に、

おぞくとも本年七月三十一日までに、

両國の關係正常化について交渉を再開する必要があることに同意をいたして

ます。不明は、おおうべくもありません。また、この主張を初めから明確に指示し、命令をすべき鳩山総理大臣が、それを何らなし得なかつた政治的無為無能力は絶対に看過できません。

言つておられます。政府は、六月中旬までは交渉を始め、七月八日の参議院選挙日までは妥結する予想だと伝えておられます。これらの時期はどう

う想定をされているのか、交渉の場所をどう考へておられるのか。河野農相は、交渉を早く妥結するには、ロンドンは不便だから、モスクワか、東京でなければいかぬ、むしろ東京がいいと言つております。また鳩山総理は、必要とあればモスクワに行くことも辞さないと言われたと報せられております。交渉の場所の点をどう考へておられるか。今度の交渉は、非常に重要なものとなると思うのであります。全権をだれにするのか、鳩山総理みずから当られるおつもりかどうか、または河野農相が言うよう重光外相か、芦田氏をあげられるのか、それとも從来通り松本全権をもつて当てられるのか。今度の条約や協定にいら平和条約、または外交関係の回復とは、内容的に言つてどんなことを意味しておるのか。交渉妥結の方式に平和条約方式といわゆるアデナウアー方式とあると言つておりますが、これをどう考へられるのか。松本全権はロンドン交渉の結果、また、河野農相はモスクワにおけるブルガーニン首相との会談の結果、ソ連は、露舞、色丹の返還以上は絶対に譲らないことが明瞭になつたと言つておりますが、鳩山総理、重光外務大臣も、次のような考へだと伝えられ

ております。すなわち平和条約締結の際の焦点である領土問題について、南千島の返還をあきらめ、鹿舞、色丹の返還だけというソ連側の変らざる主張の大筋に沿つて、すみやかに交渉の妥結を決意すべき時だと、こう考えておられる方へ云えられております。果してそなうなのかどうか。他方、河野農相は、ロンドン交渉で懸案となつておる領土条項、南千島等の問題はあと回しにして、まず戦争終結宣言をやり、大使を交換し、国交を回復する、いわゆるアーデナウアーア方式をとるべきだと主張しております。そして鳩山総理もこの考えだと報せられております。これらの点を鳩山総理はどう考えておられるか。今度調印された条約と協定を開議で承認される場合は、交渉妥結の方式を平和条約方式にするか、アーデナウアーア方式にするかを決意しなければならないでしよう。今はその決意の時であります。少くともそれ的方式について、どんな考慮をめぐらしているかを具体的に表明し得るし、またせねばならぬ段階であります。詳細な、そうして明確な答弁を鳩山総理大臣と重光外務大臣に求めます。

この河野農相のアメリカ訪問は、鳩山総理の命令によるものか、重光外務大臣の同意に基づくものか、または河野農相の一人きめによるものか、ますその間の事情を明らかにされたい。また、どんな目的を持って行ったのか。アメリカ國務省の声明によりますと、河野農相は、日ソ漁業協定を説明をし、北太平洋漁業問題に関する意見を述べた。また、河野農相とダレス長官は、日ソ交渉を中心とする国際情勢、日米関係の強化に關する意見を交換したと明らかにいたしております。果してそらなのかどうか、非常に重要な条約と協定を結んだ全権が、直ちに帰国して、自國の政府に、国会に、国民にまざ報告をし、承認を求ることをしないで、鞠躬如としてまずワシントンに飛ぶとは何事ですか。河野代表は、日本をアメリカの従属国に陥れるかいらい大臣ではないか。鳩山総理大臣は、重光外務大臣は、日本の政府は、このアメリカのかいらい大臣、河野農相に最大の侮辱を与えられたと思わないのかどうか。われわれ国会は、わが日本国民は、この国内に對しては傍若無人、無礼千万な、そりしてアメリカに對しては卑屈きわまりない河野農相の所業を断固として糾弾せざるを得ません。(拍手)

〔国務大臣鷲山一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（鷲山一郎君）　日ソ交渉の内容につきましては、河野代表からまだ詳細な報告を受けておりません。河野代表は出発の際、政府と打ち合せた基本の方針にのつとりまして、ソ連当局と交渉を行なつたものであります。お説のような食い違いがあつたとは考えておりません。

第二の御質問に關して……。漁業交渉の結果に関するミニュニケ中に、おそらくとも本年七月三十一日までに、国交正常化に関する交渉を再開することが必要であることに同意をした旨述べられております。政府は、右によって、日ソ間の国交正常化のための交渉を再開する準備を進めておりますが、国民の要望に従いまして、主張すべきことは主張し、交渉の妥結のために努力をいたしたいと考えております。お説のような食い違いはございません。（「いつやる」「アメリカに行つたのはどううわけだ」と呼ぶ者あり）アメリカに参りましたのは、今次の漁業協定は、その対象たる海域から見まして、アメリカ、カナダ等の漁場に關係が深く、従つて右両国の十分なる了解を求めることが、本協定の実施上必要であるからであります。

それから日ソ間の協定要結について御質問がございました。それは、国文

回復等に關する日ソ交渉の場所いかかるとの御質問がございましたが、これらの方につきましては、十分研究の上にて決定いたしたいと考えております。

なお、日ソ交渉の全權はだれにするかというようなお話をありましたが、これらの点については十分慎重な態度で研究をいたしたいと思います。

日ソ交渉に當りまして、領土条項についてどう考えているかというような御質問もございました。十分研究をいたしまして、情勢に応じ、わが國として最善と信ずる方法をとるよりほかありません。

右、御答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○國務大臣(重光葵君)　お答えいたします。

御質問の三点につきましては、たゞいま總理大臣からお答えしたこととに尽きておると思ひます。ただし私の考究方を答弁しろということをございますから、私からも申し上げます。

第一点は、漁業交渉が始まつたときの、どうして漁業交渉が始まつたかということに関連することですございません。御承知の通りに、日ソ国交回復の交渉はロンドンで進めておりました。これが遺憾ながら中止する状況になりましたので、そのときに、わが方の最も利害關係を有しまする北洋漁業の問題が急を要します。そこで漁業問題につきまして、ソ連との間の關係を調整

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊嚴を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行なうおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

で、人を売春の相手方となるよう勧誘すること。

二 売春の相手方となるよう勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちよがり、又はつきまとうこと。

三 公衆の日にあれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるよう勧誘すること。

役又は十万円以下の罰金に処する。

場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(併科)
第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十二条第一項の罪を犯した者に對しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に對しても、同様とする。

第三章 保護更生

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

2 婦人相談所は、婦人相談所を設置しなければならない。

(婦人相談所)
第十六条 都道府県は、婦人相談所

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

1 一人を売春の相手方となるよう勧誘すること。

2 売春の相手方となるよう勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちよがり、又はつきまとうこと。

(前貸等)

3 広告その他これに類似する方

法により人を売春の相手方となるよう誘うこと。

(困惑等による売春)

4 婦人相談所には、要保護女子を

一時保護する施設を設けなければならぬ。

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 公衆の目にふれるような方法

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

3 婦人相談所には、所長その他の所要の職員を置く。

4 婦人相談所には、要保護女子を

一時保護する施設を設けなければならぬ。

第二章 刑事処分

(勸誘等)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあたつては、国民の権利を不當に侵害しないように留意しなければならない。

(前略)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 公衆の目にふれるような方法

2 前項の未遂罪は、罰する。

(困惑等による売春)

3 婦人相談所には、所長その他の所要の職員を置く。

4 婦人相談所には、要保護女子を

一時保護する施設を設けなければならぬ。

第六条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族

売春をさせた者は、三年以下の懲

役又は十万円以下の罰金に処す

る。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させ、これに売春をさせ、又は親族

売春をさせた者は、三年以下の懲

役又は十万円以下の罰金に処す

る。

第八条 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

(暴力による売春)

第九条 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

(暴力による売春)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(暴力による売春)

第十一條 情を知つて、売春を行なう

(暴力による売春)

第十二條 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(暴力による売春)

第十三條 情を知つて、第十二条第一項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

(暴力による売春)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に犯しても、各本条の罰金刑を科す。

(暴力による売春)

第十五條 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十二条第一項の罪を犯した者に對しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に對しても、同様とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関する必要な事項は、政令で定める。
 (婦人相談員)
- 第十七条 都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。
 市は、婦人相談員を置くことができる。
- 2 市は、婦人相談員を置くことができる。
- 3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附隨する業務を行らるものとす
- 4 婦人相談員は、非常勤として、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熟意と識見をもつてゐる者から、都道府県知事又は市長が任命する。
 (婦人保護施設)
- 第十八条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。
- (民生委員等の協力)
- 第十九条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める児童委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司、更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百二号)に定める更生

- 保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。
- (都道府県及び市の支弁)
- 第二十条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 婦人相談所に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)
- 二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 四 都道府県の行う収容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

- 2 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。
 (都道府県の補助)
- 第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。
- 4 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。
- (施行期日)
- 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 (婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令の廃止)

- 3 前項の規定の施行前にした同項の規定による勅令(昭和二十一年勅令第九号)は、廃止する。
- 4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を处罚する旨を定めているものは、第二章の規定の施行とともに、その効力を失うものとする。
- 5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の处罚について、当該地方公共団体が条例で失効後もなお従前の例による。
- (社会福祉事業法の一部改正)
- 6 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 売春防止法(昭和三十一年法律第一号)にいう婦人保護施設を經營する事業

- 7 地方財政法(昭和二十三年法律)
- 高田なほ子君登壇、拍手
- に關する勅令(昭和二十一年勅令第九号)は、廃止する。
- 第十条中第七号の二の次に次の二号を加える。
- 七の三 婦人相談所及び婦人相談員に要する経費
- 3 前項の規定の施行前にした同項の規定による勅令(昭和二十一年勅令第九号)は、廃止する。
- 4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を处罚する旨を定めているものは、第二章の規定の施行とともに、その効力を失うものとする。
- 5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で失効前にした違反行為の处罚について、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効後もなお従前の例による。
- 6 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 売春防止法(昭和三十一年法律第一号)にいう婦人保護施設を經營する事業
- 3 前項の規定の施行前にした同項の規定による勅令(昭和二十一年勅令第九号)は、廃止する。
- 4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を处罚する旨を定めているものは、第二章の規定の施行とともに、その効力を失うものとする。
- 5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失すこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で失効前にした違反行為の处罚について、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効後もなお従前の例による。
- 6 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 売春防止法(昭和三十一年法律第一号)にいう婦人保護施設を經營する事業
- 3 前項の規定の施行前にした同項の規定による勅令(昭和二十一年勅令第九号)は、廃止する。
- 4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を处罚する旨を定めているものは、第二章の規定の施行とともに、その効力を失うものとする。
- 5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失すこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で失効前にした違反行為の处罚について、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効後もなお従前の例による。
- 6 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 売春防止法(昭和三十一年法律第一号)にいう婦人保護施設を經營する事業

主義的自覚、道徳観念の高揚、衛生思想の普及向上が要請されることはもとよりであります。これと同時に、売春を助長する一切の行為等を処罰する諸規定を整備強化するとともに、社会政策的見地から、その性格、行状または環境に照らして、売春を行い、また行うおそれのある女子に対し、保護更生の措置を講すべき総合的文化立法制定の必要が痛感される次第であります。従来のこれに対する立法措置といたしましては、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係命令の措置に関する法律、この法律による、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する命令、刑法、児童福祉法、労働基準法、職業安定法、風俗営業取締法、性病予防法等があり、さらに地方公共団体が、各地の状況に応じそれぞれ制定した売春取締条例があつて、それらの運用によってこれに對処して参つたのであります。けれども、これらの法令は、その制定の時期、立法目的等を異にしておりましたために、これを総合的、統一的に運用することには実際上少からぬ困難があつて、十分その実をあげているとは申さぬ状態であります。そのため、かねてから総合的立法措置が叫ばれていたのであります。が、政府は、世論にかんがみ、昭和二十三年第二回国会に売春等処罰法案を提出いたしましたが、これは成立を見ないままにその後空白

の状態が続きました。この間多くの婦人たちが、売春禁止の目標を掲げて、血の出るような長く激しい運動を続けて参りましたことは、皆様も御承知の通りであります。昭和二十八年、第十五回国会に日本社会党伊藤修議員ほか四名の議員提案が試みられ、自後、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十二回の各国会と、引き続いて議員による提案がされたのであります。遺憾ながら、これは不幸にしていずれも審議未了または否決の運命をたどつたのであります。しかしこの長い努力は、ついに昭和三十年、第二十二回国会に提出された売春等処罰法案が衆議院法務委員会において否決された際に、「売春等に関する諸問題につき、すみやかに抜本的総合施策を樹立し、これを実施する必要があり、政府としては、内閣に強力なる審議機関を設け、その議論を経て、行政措置、立法的措置、予算的措置等、総合対策を策定し、国会の審議を要するものについては、次の通常国会に提出すべきである。」との決議を見、政府の積極的行動の要請が強くなされたのであります。他方、政府といたしましては、すでに昭和二十八年十二月、閣議決定によつて売春問題対策協議会を設け、諸般の研究が統けられました。さらに衆議院法務委員会の決議もありましたので、世論にこたえるために、緊急に法律案を立案する必要を認め、その作成の準備を進めるところです。

ともに、内閣総理大臣または國務各大臣の諮問に応するため、總理府に売春対策審議会を設け、これによりて来る四月九日、売春等の防止及び処分に関する立法措置について適切な答申を得ることができました。これに基いて、関係各機関相協力して慎重に立案に当たり、今回この法律案を提出する運びになりました。至つたものでござります。

本院においては、去る五月九日提案され、自民党横山フク議員、社会党高田なほ子議員、緑風会宮城タマヨ議員、第十七控室市川房枝議員が、各党をそれぞれ代表されて質問に立たれたわけであります。

次に、この法律案の内容の要點を申し上げますと、第一は、「売春が人としての尊嚴を害し、性道德に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」とにかんがみ、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。」という倫理規定を設けるとともに、売春を助長する行為を処罰することを定めたものでござります。特に法の適用に当つては、国民の権利を不當に侵害しないよう留意すべきことが明記されておりますが、広範な文化政策を内容としたものでございます。すなはちこれが防止の対策としましては、売春を行ふおそれのある女子に対する保護更生の措置を講じ、主として売春の周旋、困惑等による売春、売春をさせる契約、場所の提供、対價の収受、前

貸、資金提供など、売春を助長する各種の行為を刑罰をもつて取り締ることにしたのであります。第二に、保護更生に婦人相談所、婦人相談員を置いて、保護をする女子に対する相談、調査、判定、指導等を行うこととし、また必要に応じて、要保護女子を収容保護する施設を設置することができるものとして、これらの費用の一一定額は国が負担または補助するものといたしてあります。第三に、売春婦の保護更生、売春業者の転居業のため一定の猶予期日を設け、保護更生に関する規定を刑事処分に関する規定より先に施行することいたし、また、売春に関する地方条例との関係を明確にしたことあります。

当委員会におきましては、関係当局に対し、適切かつ熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることにいたしまして、そのうち重要な二、三点を要約したいと思います。

藤原委員、赤松委員、宮城委員、市川委員、西岡委員、高田委員、一松委員、羽仁委員の方々から、売春行為自体を处罚しないことはどういう理由に基づくものかとの質問に対しまして、「本法案は、売春婦に対する罰則適用が本旨ではなく、冷厳な検挙は、立証の困難性もあり、かつ人権を侵害するおそれが多くにある、しかし第五条でおお

むねその趣旨は達成し得る」と答弁をされております。また、「第十一、二項の、場所の提供、第十三条の、資金、土地、建物の提供の規定中、「情を知つて」とあるのは、業者に対する抜け穴を作ったものではないか」との質問に対しましては、「完全な善意のものを保護すること以外に、業者に対して抜け道を与えるという意図はいささかも持つておらない」旨の答弁がなされました。「本法附則、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行することになつておりますが、充春対策審議会の答申を受けて本法を立法している以上は、同審議会で定めた期日に施行すべきではないか、またその変更した理由はどうか」、この質問に対しても、「保護更生施設の整備、警察職員の充実、検察庁の事務的事情等から勘案して変更されたものである」旨の答弁がありました。「現在の法律や条例でも、これを活用するならば十分に充春取締りに効果をあげられるはずであるのに、政府の態度が煮え切らないために、女性の人権がじゅうりんされたままこれを黙認している場合が少くない。また、警察と業者とのなれ合いで、取締りの手をことさら抜いておると思われるものがあるにつづくのであるが、この法案が通過後も、この態度が改まらなければ、せつかりの本法の制定の意義が、はなはだ弱いものになつてしまふがど

1000

うか」との質問に対しましては、「世論の支持と監視のもとに、本法の適用に十分な留意をするとともに、また、隠された悪質なじゅうりんを行うものに対しても、刑法百七十四条以下の罰則規定を適用して、びしひ取締るのだ」という旨の答弁がありました。「また警察のあり方についても、今後十分に戒慎の上取締り等に従いたい」旨の答弁がございました。それから「施行期日を再延長する意思はないか。業者の転居業に際して国家補償を行う意思があるかどうか」との質問に対しましては、「いずれもその意思はない」旨の答弁がございました。そこで「施行期日を再延長する意思はないか。業者の転居業に際して国家補償を行う意思があるかどうか」との質問に対しましては、「どちらか」との質問に対しましては、「必ずしもその意思はない」旨の答弁がございました。

次に、宮城委員から緑風会を代表して、「政府当局においては、ことに人

官報(号外)

の尊厳とともに性道徳に対する純潔の観念は、女性のみならず、兩性に平等

であるて初めて善良の風俗が維持されるものであり、また、これには国民生

活を安定させることが必要で、政府は

この点についても特に力を入れる施策

を樹立するよう要請するところに、さ

らにこの法律の不完全な点を改め、理

想に向って前進してもらいたい」との

趣旨の賛成意見が述べられ、次のように

かくして討論を終り、採決に入りましたところ、赤松委員から社会党を代

表して、「この法律にはまだ不備な点

が多くあるのですが、今後その

不備の点を十分完備し、もつて理想に

近づくように努力したい」との趣旨の

賛成意見が述べられ、また、一松委員か

ら自由民主党を代表して、「単純売春、

問題に対する施策や本法案に織り込ま

れてくれる保護更生の問題については、

政府当局において本法案の目的を達成

するよう十分な方策を立てられんこ

とを特に要求するとともに、業者に対

しても、合法的に彼らの将来に向つて

更生ができるように、これを指導説教

する施策を十分に研究の上実施された

い」との趣旨の賛成意見が述べられ、

うか」との質問に対しましては、「世論の支持と監視のもとに、本法の適用に十分な留意をするとともに、また、隠された悪質なじゅうりんを行うものに対しても、刑法百七十四条以下の罰則規定を適用して、びしひ取締るのだ」という旨の答弁がありました。「また警

察のあり方についても、今後十分に戒

慎の上取締り等に従いたい」旨の答弁

がございました。それから「施行期日を

再延長する意思はないか。業者の転居

業に際して国家補償を行う意思がある

かどうか」との質問に対しましては、「

いずれもその意思はない」旨の答弁

がございました。

そこで「施行期日を

○議長(松野鶴平君) 藤原道子君。

〔藤原道子君登壇、拍手〕

○藤原道子君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま委員長の報告書されました充春防止法案に対しまして、幾多の不平と不満はあります。が、最低ぎりぎりの線で賛成をいたします。(拍手)

思えば幾百年の長い日本女性の悲劇史の歴史、これに対しまして、とにもかくにも終止符を打たんとする本法の討論に立ちまして、感無量のものがござります。

います。明治五年以来、東に入十五年の長きにわたりまして叫び続けられた人身売買の禁止と白色奴隸の解放、婦人の解放への悲願が、今、ようやく今日の日を見ようといたしておるのをござります。国家の意思いたしまして、売春の悪であることを規定いたしますことは、何としても大きな意義を持つものであることはいなむことはできません。終戦を境といたしまして、著しく目立つて参りました売春の業態は、その原因が政治の貧困、社会保障制度の欠陥等々に基因するのであります。しかししながら、健全な性道德を破壊し、善良なる風俗を乱し、性病を蔓延させますところの原因となつて、かつ、はなはだしく婦女人権を無視するものであり、かつ、もちろんの社会悪の根源をなしておりますこと、は、どなたもいなむ人はございません。今日充審撲滅の叫びは、全国を風

願いたしまして盛り上り、何人といえども、これを正面から反対はできないはずでござります。しかしながら、今まで私たちは終戦以来五回にわたりまして、法案を上程いたしましたけれども、そのつど業者の強い反対の前に幾たびか廃案となり、昨年二十二国会におきましては、ついに否決と相なったのでござります。世論の憤激は頂点に達しました。かくいたしまして、衆議院法務委の決議もあって、政府は与党内におおむね相当強力な反対はあつたけれども、世に言う抜け道だらけのザル法案と呼ばれるところの全文わずか二十二条というような、不完全な法案ではござりますけれども、ここに上程と相なりました。しかしながら、この法案においてすら、最後の最後の瞬間まで、審議会は答申いたしましたが、実に二十日間は、この提出がなお困難であったことは、何を物語るものでございましょうか。しかしながら、私はこれに対しまして、社会党といたしましては、衆議院の決議を尊重いたしまして、全文百三条からなる法案を提出いたしました。すなわち、前国会における否決の理由が、婦女の保護更生施設が不十分であることが最大の理由でありましたから、まず転落防止、更生保護に関する規定を設け、さらに完全保護に対する規定を設け、さらに寛容に対しまして、從来刑罰処分を課するだけであったのを改めて、売春をし、または売春の勧誘をした婦女に対

しましては、選択的に保安処分を課すことができるようになります。わいそうな女を罰することは行き過ぎであるとか、あるいは罰するのでなくしてその更生をはかるのだ、罰するかわりにその更生をはかるのだなどと、本法においても、単純充春が除去されたのでござりますけれども、このことは、法の目的を弱体化し、業者に抜け道を手さえ、さらに金品さえ授受しなければ、不特定な相手方と性行為しても差しつかえないのだというような誤った考え方を社会に与える結果を私たちはおそれたからでございます。また社会党案は、従来この種の刑罰が女性のみを対象として行われて来たことに対し、需要と供給の原則によつて、買う者があるから売る者が出てくる。従いまして、長くつかわれて来た、男性が、女性を遊びの相手であり、玩弄物としての考へ方に根源のあることにかんがみまして、この際両罰主義をとり、相手方をも罰することといったのでござります。三千円以下の罰金、または拘留、料料に処することにいたしまして。そんな軽い刑罰は何でもない、一晩で取り返せるし、また買ひ側にしても、三千円くらいの罰金は痛くもかゆくもないではないかなどといふ人があります。しかしながら、罰金の通知は家庭に参ります。拘留になつた理由が

家庭にわがることと相なりました場合を考えますとき、充春婦の相手方の八〇%は実に妻子がある男性である現状からいたしまして、家庭の平和、社会的面子等で、おそれをなしまして、おのずから、かかる行為を慎むことになりますことは理の当然であると思うのでござります。私たちは、常々お上げますように、罰するものが目的ではなくて、かかる行為の絶無を目指したいとしておるのでありますから、軽い罰で効果をねらつた次第でございます。

また、従来婦女の更生施設はあつても何ら拘束力がないから、入りたいときには入つて、いやになればいつでも出て行ける。不規則な生活によって怠惰になつた婦女は、最初の窮屈さにたえかねて、少しの間のしんばうで更生できるものを、つい、しんばうしかねて出て行つてしまつ。そうして再び転落をするという結果になつておるのでござります。軽くともこれを規定することによつて、選択の自由において処置し、その幸福の道への復帰をさせることが愛情ある処置と思うのでござります。ところが、政府案は単純充春を除外した。従いまして、相手方を処分することができません。かかる状態におきまして、問題はこの結果がいかに幼い婦女をじゅうりんして恥としない相なりますかは、まことにおそるべきものがござります。この点、相手方の

男性、これらに対し一体どうするか、そういうようなことの質問に対しまして、牧野法務大臣は、刑法百七十四条以下を適用して、びしびしと取締ると法務大臣は言明されました。児童福祉法三十四条六項におきましては、十年以下の懲役となつておりますが、まだほとんど罰金か、あるいは執行猶予、起訴猶予と相なつております。さらに刑法百七十四条以下のその適用の状態を聞いてみましても、今までほとんど適用されていないといふ答弁でございました。抜け穴だらけの本法をいかに適正に生かして、その効果を上げるかということは、取締り局の熱意一つにかかるおるというような心細い状態でございます。私がこの点を非常に憂えますことは、政府にその熱意があるかどうか、しかも猶予期間は二年間と規定されました。ところがその間、業者を野放しにするのかという質問に対しましては、まだ条文が生きておる、地方条例が生きておると言うけれども、これはほとんど適用されていない。ただいま手元にござりますけれども、吉原の業者のうち、実に二五%が明らかに人身売買であげられております。品川におきましては、三〇%の業者が人身売買を明らかに行なつておるにもかかわらず、これらが二年間の猶予期間で依然として

この業が繰けられるといふよなことがあります。法はあってなきがとき結果にならうかと存しますので、それが言明されましたように、びしひし法の適用を心からお願ひ申し上げます。

ところが現在におきましてはいかがでしようか。警官と業者の結びつきといふものは想像以上に根深いのであります。一、二の例をあげますと、赤線、青線区域の警官のみならず、署長クラスの転任、就任に際しましては、はなばなし歓送迎のうたげが催されたりまして、多額の金品が贈与されておるのでございます。あるいはまたさらには付近の交番の増改築の場合、ほとんどといってよいくらい、業者の寄付に依存しております。過日、私は兵庫県の尼崎市へ参りました。同市におきましては、従来の歓楽街が住宅街のまん中になつたために、子女に及ぼす影響が問題となり、婦人会等の反対運動の結果、転廓業といふことになりました。ところが業者は、元某紡績工場の空襲による焼け跡四万六千坪を買収いたしまして、大々的に遊廓の建設を急いでおります。私も、その規模の大なるに驚き、かつあきれたのであります。そういうことが現在でも許されるでございましょうか。そこで国

会に兎春防止法成立の公算大なるとき、かかる建設をして、法案通過のときはどうするのかと質問いたしました。ところが彼らは、ごらんいたしましたとして、あんな法律が通つても平気だ、幾らでも抜け道はある、すでにそれでの關係方面と打ち合せつつやつておるのだから心配はないと断言いたしました。しかも驚いたことに、その大門通りといわれる入口には、実際にりっぱな交番が建つておりました。あとで建設の青写真を見せてもらつたところ、その中に交番がある。これは業者が建てて警察へ贈つたのだと申ししております。私は議員であることを隠して参りましたので、内容をすべて聞くことができたのでござりますが、これは何たることでしょうか。業者を取り締める警官が、その供応を受けますること、さああるに、なお警察の公けの出張所であるその交番を業者から贈られてゐるこの現状で、果して眞の使命が果せるかどうか、ここに問題が内包されておるのでござります。これが見て見ぬふりどころか、陰で業者を指導し擁護する結果となるのであります。

決意を持つて法を守るために忠実であるならば、現に調布のごとく、九州入ります。私はここに、五月四日の日本報光新聞を見てあぜんといたしました。大きな見出しで「ヒナ壇の料亭内閣」と題し、鳩山總理を初めとしたしまして多くの閣僚諸公の名前がずらりと並んでおります。さらに「ズラリ」と並んだ經營者、かせぎ出す政治資金、女将すなわち愛人、寵妓」と、いろいろ書き立てております。私は信じたくございません。けれども、人身売買を禁止しようとする法案提出の内閣が、人身売買を内包する前借で自由を束縛して、しかも芸者の多くが青春をしなければならない仕組みのもとに弱い女を搾取する業態を經營し、または經營させるがごときことで、どこに綱紀の肅正、道義の高揚がありまじや。青少年の不良化を叫ぶ前に、女性の貞操を云々する前に、みずから反省し、率先して範を世に示すべきであります。かくすることによつて、下部取締官も初めて奮起するであります。幼い婦女を、いわゆる水揚げなる名のものに、これをじゅうりんして恥じない行為を、多數の金品をかえ主に握らせ、料亭にまいて、そろして慾欲を満たしておる特權階級を憲みます。これが根絶をいたしますためにも、兩割規定が絶対に必要であり、刑

法百七十四条以下の適用と、法務大臣の言明をそのまま、びしひし行使することを進言しないではいられないのです。あります。今回の法のことく不完全なものでも、なお業者は、施行期日を延期をしよう、あるいは転業の国家補償を主張して、ひもつき議員をしてこれが主張を続けておりますことは、許されからざる問題でございます。私どもは、附帯決議が満場一致委員会で決定され、このことを広く要望していることを、この際銘記いたしまして、この信頼にこたえられるよう希望いたします。

8

（須藤五郎君登壇、拍手）

○須藤五郎君　昨年の第二十二特別国会におきまして、すべての政党の議員有志の共同提案で提出されまして、また世論も強くこれを支持したにもかかわらず、ついに充春取締法案がつぶれてしましました。これで五たび流産をしたわけであります。国民党は、今日ではどんな政党が、どんな政治勢力が充春制度を維持しようとしているかということを、一そらはつきり知るようになりました。しかし、良識ある人はちは、これと戦う決意をますますかためておりますし、充春禁止法制定促進協議会に結集しました三十以上の婦人団体は、李ます決意をかためておるのであります。そうして、今日小選挙区法案、健康保険法改正法案、教育関係法案など、いわゆる反動法案を、世論を

無視し、無理やりに通過させようとしておりますときに、五たび日の日を見なかつた売春禁止法案が通過しよろとしておりましてことは、まことに意義の深いものだと思うであります。これは、婦人の願いが、いかに強いかということを示しておるものであります。

戦後十年間におきますところの日本国民の半数以上を占める婦人の努力の結晶だと思うのであります。私はこの際、この増上から、全婦人の努力に対し感謝すると同時に、明治のころから、あらゆる迫害の中で、この運動に人々に対し、心から敬意を表するものであります。(拍手)

一体、売春の原因といふものはどちらくるか、これは封建制度と生活苦からであります。特に戦後の従属政策、また軍事基地化が、これに拍車をかけておることは確かであります。今日、日本には五十万の売春婦があるのであります。皆さん、この売春法を効果あらしめるためにはどうしたらいいか、売春をなくすためにはどうしたらいいか。それはまず第一に、生活の保障を徹底すること、これが必要であります。男女とも結婚適齢期になるならば、安心をして結婚ができるようになります。男女とも生活を保障することが私は必要だと思います。ところが、今日におきましては、日本の働く人々は、低賃金に悩ま

ております。結婚しようにも結婚できないというものが現状であります。まず、われわれはこの状態を解消する責任があると考えるものであります。

また皆さん、転落していく婦人に対する保護することは絶対必要な要件であります。政府はこれに対してもどのようにことを今日やつておるのでありますよ。

私はここで、婦人保護費について少し触れてみたいと思います。厚生省の婦人保護更生關係の全費用は、わずか六千五百万円であります。そのうち一時収容保護費が二百二十万円、八カ所で二十人ずつで百六十人の費用しか見込まれていません。また婦人保護費としましては、十七カ所で一千五百萬円、こればかりの金しか予算が組まれていない。皆さん、今日F-86ジェット戦闘機は一機で一億六千万円です。この婦人保護費の二倍半にも達するF-86ジェット戦闘機を、三十一年度におきましては百十機増強する予定になつておるではないでしょうか。また最近非常に有名になりましたところの中古エンジンの問題にいたしまして

この法案を一々調べますと、内容に対しましては非常な不備が多い。一々指摘することのできないくらい不備な点がありま。その点は藤原議員も指摘しておることなく、私たちも全く同感です。ここで一つだけ触れておきますが、政府から提出されました説明書によると、売春業者、金融業者に抜け穴を教えておる結果となつております。たとえば業者が旅館、アパートに変更した場合、本法を適用しないとなつております。これでは全く仮作つて魂を入れずということです。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これまで討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。午後二時三十七分解散会

○本日の会議に付した案件
一、土地調整委員会委員長及び同委員会委員の任命に関する件
一、日ソ漁業協定に関する緊急質問

出席者は左の通り。
議員 議長 松野 鶴平君 副議長 寺尾 豊君
加賀山之雄君 桐原 茂嘉君 奥 むめお君
柏木 庫治君 井野 碩哉君 山川 良一君
森田 義衡君 村上 義一君 三浦 辰雄君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 野田 後作君
豊田 雅幸君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬莊太郎君
島村 軍次君 佐藤 尚武君
小林 雅幸君 後藤 文夫君
武藤 常介君 白波瀬米吉君
井上 清一君 伊能 芳雄君
佐藤清一郎君 青柳 秀夫君
仁田 竹一君 滝井治三郎君

か六千五百万円しか出さない政府が、いとうのが現状であります。まず、われわれはこの状態を解消する責任があると考へるものであります。

また皆さん、転落していく婦人に対する保護ことは絶対必要な要件であります。政府はこれに対してもどうなことを今日やつておるのでありますよ。

私はここで、婦人保護費について少し触れてみたいと思います。厚生省の婦人保護更生關係の全費用は、わずか六千五百万円であります。そのうち一時収容保護費が二百二十万円、八カ所で二十人ずつで百六十人の費用しか見込まれていません。また婦人保護費としましては、十七カ所で一千五百萬円、こればかりの金しか予算が組まれていない。皆さん、今日F-86ジェット戦闘機は一機で一億六千万円です。この婦人保護費の二倍半にも達するF-86ジェット戦闘機を、三十一年度におきましては百十機増強する予定になつておるではないでしょうか。また最近非常に有名になりましたところの中古エンジンの問題にいたしまして

以上、述べましたごとく、不備の点は多々あります。一步前進する、この一步前進を認めまして、私はこの法案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これまで討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。午後二時三十七分解散会

○本日の会議に付した案件
一、土地調整委員会委員長及び同委員会委員の任命に関する件
一、日ソ漁業協定に関する緊急質問

皆さん、中国は、かつて売春に関わって有名な国であります。まず、毛沢東主席が政権を担当した今日では、世界とく使っている。皆さん、これでは絶対政府は予算がないということは言えます。ほんとうに国民のために使う金がないではないでしょうか。このようないいところの封建制と生活の困窮がなくなつたからであります。人民が解放されたからだと私たちは考えます。皆さん、この法案は、本日当国会におきましては歴史的な通過をするわけではありませんが、私たちは、戦いはまさにこれからである。われわれは民族の解放に向つて戦つて行かなければなりません。皆さんは、この法案を一々調べますと、内容に対しましては非常な不備が多い。一々指摘することのできないくらい不備な点がありま。その点は藤原議員も指摘しておることなく、私たちも全く同感です。ここで一つだけ触れておきますが、政府から提出されました説明書によると、売春業者、金融業者に抜け穴を教えておる結果となつております。たとえば業者が旅館、アパートに変更した場合、本法を適用しないとなつております。これでは全く仮作つて魂を入れずということです。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これまで討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。午後二時三十七分解散会

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。(拍手)

皆さん、中国は、かつて売春に関わって有名な国であります。まず、毛沢東主席が政権を担当した今日では、世界とく使っている。皆さん、これでは絶対政府は予算がないということは言えます。ほんとうに国民のために使う金がないではないでしょうか。このようないいところの封建制と生活の困窮がなくなつたからであります。人民が解放されたからだと私たちは考えます。皆さん、この法案は、本日当国会におきましては歴史的な通過をするわけではありませんが、私たちは、戦いはまさにこれからである。われわれは民族の解放に向つて戦つて行かなければなりません。皆さんは、この法案を一々調べますと、内容に対しましては非常な不備が多い。一々指摘することのできないくらい不備な点がありま。その点は藤原議員も指摘しておることなく、私たちも全く同感です。ここで一つだけ触れておきますが、政府から提出されました説明書によると、売春業者、金融業者に抜け穴を教えておる結果となつております。たとえば業者が旅館、アパートに変更した場合、本法を適用しないとなつております。これでは全く仮作つて魂を入れずということです。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これまで討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。午後二時三十七分解散会

昭和三十一年五月二十一日 參議院会議録第五十一号

閑根 久藏君	白川 吉田 萬次君	小笠原 三三男君	入交 太蔵君	外務參事官 高橋 通敏君
菊田 七平君	木村 中川 守江君	川口爲之助君	平林 剛君	厚生政務次官 山下 春江君
田中 啓一君	紳原 幸平君	竹中 勝男君	赤松 常子君	島津 久大君
上原 正吉君	藤野 繁雄君	木内 四郎君	深水 六郎君	太蔵君
木島 虎藏君	宮田 守江君	山下 義信君	草葉 隆圓君	太蔵君
谷口 弥三郎君	三浦 幸平君	井上 知治君	栗山 良夫君	太蔵君
石原幹市郎君	中川 幸平君	木内 勝君	藤原 道子君	太蔵君
中山 寿彦君	鶴見 繁雄君	山尾 重雄君	佐多 忠隆君	太蔵君
青木 一男君	野村吉三郎君	八木 幸吉君	江田 三郎君	太蔵君
津島 善一君	佐野 廣君	小林 孝平君	吉田 法晴君	太蔵君
大野木秀次郎君	寺本 廣作君	片岡 文重君	天田 光治君	太蔵君
宮澤 喜一君	高橋 衛君	吉田 長造君	永岡 秋山	太蔵君
石井 桂君	西川弘平治君	加瀬 完君	羽生 中田	太蔵君
青山 正一君	高橋 勇君	藤田 吉雄君	中田 吉雄君	太蔵君
石川 葵一君	寺本 廣作君	近藤 信一君	森下 政一君	太蔵君
松岡 紅露君	高橋 重盛	森下 政一君	大倉 精一君	太蔵君
平井 強平君	鈴木 金光君	阿具根 登君	阿具根 登君	太蔵君
堀木 幸作君	天田 光治君	松浦 清一君	鈴木 小虎君	太蔵君
太郎君 幸作君	永岡 光治君	鈴木 信一君	森下 政一君	太蔵君
未治君 信夫君	天田 長造君	藤田 進君	大倉 精一君	太蔵君
高田 錦三君	岡田 三七君	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
木村篠造君	岡田 宗司君	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
西郷吉之助君	三木 治朗君	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
高田女ほ子君	林 重光	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
高田シヅエ君	牧野 良三君	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
安部キミ子君	河合 義一君	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
海野 三朗君	三木與吉郎君	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
大屋 武雄君	岡 三郎君	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
久保 貞治君	河合 義一君	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
小西 英雄君	三木與吉郎君	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
井村 德二君	岡 三郎君	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
上條 愛一君	河合 義一君	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
荒木正三郎君	岡 三郎君	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	政府委員	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	法務政務次官	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	法務大臣	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	外務大臣	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	厚生大臣	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	三木 治朗君	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	林 重光	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	修三君	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	英二君	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	一彦君	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	七六、五 三 三 中小商業に	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	二六、五 二 二 中小商業の	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	三 三 審議	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	三 三 演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	大倉 精一君	太蔵君
	参議院会議録第四十九号正誤	吉田 長造君	阿具根 登君	太蔵君
	正誤	吉田 長造君	鈴木 小虎君	太蔵君
	演習地	吉田 長造君	森下 政一君	太蔵君
	参議院			